○総務省告示第三百七十一号

地方自治法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十五号）の施行に伴い、及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成二十年総務省令第八号）第十条の規定に基づき、組合又は地方開発事業団が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担等見込額の算定の基準（平成二十年総務省告示第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年八月一日

総務大臣　片山　善博

題名中「又は地方開発事業団」を削る。

本文中「又は地方開発事業団（以下「組合等」という。）」を削り、本文第二号中「組合等」を「組合」に改める。

附　則

この告示は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年八月一日）から施行する。